

第六十五回国会 農林水産委員会商工委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午後四時開議
出席委員

農林水産委員会

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 千葉 七郎君

理事 小平 忠君

理事 江藤 隆美君

理事 別川悠紀夫君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 美濃 政市君

理事 鶴岡 洋君

理事 小宮 武喜君

商工委員会

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 稲村 利幸君

理事 藤尾 正行君

理事 中谷 鉄也君

理事 松尾 信人君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

通商産業大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 (経済企画庁長官) 佐藤 一郎君

出席政府委員

農林省農政局長 中野 和仁君

通商産業省企業局長 両角 良彦君

通商産業省企業局参事官 増田 実君

労働省職業安定局参事官 中野 晃君

自治省財政政局財政課長 森岡 徹君

農林水産委員会調査室長 松任谷健太郎君

農林水産委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

本日の會議に付した案件

農林地城工業導入促進法案(内閣提出第七七号)

〔草野農林水産委員長、委員長席に着く〕

○草野委員長 これより農林水産委員会商工委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、農林水産委員長の私が委員長の職務を行ないます。

農林地城工業導入促進法案を議題とし、審査を進めます。

農林地城工業導入促進法案

(目的)

第一条 この法律は、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、

農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域(新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第七十七号)第三條第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第四十六号)第二條第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く。)をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された農業振興地域又は同法第四條第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七條第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの

三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二條第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの

(農村地域工業導入基本方針)

第三条 主務大臣は、農村地域への工業の導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村地域への工業の導入の目標

二 農村地域に導入される工業への農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の就業の目標

三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 前三号の目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

五 その他農村地域への工業の導入に関する重要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農村地域工業導入基本計画)

第四条 都道府県知事は、当該都道府県における農村地域への工業の導入に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の目標を定めるものとする。

一 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標

二 農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標

三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 農村地域への工業の導入に伴う工場用地

(工場施設の用地に供する土地を含む。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項
六 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

七 農村地域への工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

八 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

九 その他必要な事項

3 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該協議に応じようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農村地域工業導入実施計画)

第五條 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合には、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業の導入に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。ただし、すでに他の実施計画が定めら

れている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業を導入することによりその周辺の農村地域における農業従事者が当該工業に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区への工業の導入と相まつてその周辺の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

三 都道府県が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区が、地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件からみて、その地区への工業の導入を促進することにより、当該地区を拠点としてその周辺の農村地域への工業の導入が促進されると認められるものであつて、政令で定める基準に適合するものであること。

四 市町村が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区に立地することが適当な工業を導入することにより、その周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 工業を導入すべき地区(以下「工業導入地区」という。)の区域

二 導入すべき工業の業種及びその規模

三 導入される工業への農業従事者の就業の目標

四 工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

五 工業の導入に伴う工場用地と農用地等との利用の調整に関する事項

六 工場用地その他の施設の整備に関する事項

七 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

八 工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及

九 び開発その他の事業に関する事項

十 その他必要な事項

3 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

5 都道府県が実施計画を定める場合における工業導入地区の選定については、工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)第二条の規定による工場適地の調査の結果を参照しなければならない。

6 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。

7 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

8 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、都道府県にあっては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあっては都道府県知事を經由して主務大臣に、実施計画書(実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。)の写しを送付しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。

10 過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画(実施計画を更

更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。)が同法第五条第一項の振興方針に適合するものであるときは、都道府県又は市町村は、当該実施計画を、それぞれ、同法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができ。ただし、市町村計画の内容の一部とする場合にあつては、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

11 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域対策緊急措置法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画を変更した場合における同条の規定の適用については、同条第七項において準用する同条第四項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」と、同条第七項において準用する同条第五項中「これを自治大臣に提出する」とあるのは「その旨を自治大臣に報告する」と、同条第七項において準用する同条第六項中「この提出があつた場合においては、ただちに、その内容」とあるのは「一を変更した旨の報告があつた場合においては、ただちに、その旨」とする。

(基本計画及び実施計画の作成のための援助)

第六條 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、それぞれ、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第七條 個人がその有する工業導入地区内の農用地等(農用地等の上に存する権利を含む。)を、実施計画で定める工場用地の用に供するため譲渡した場合においては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第八條 農村地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業導入地区内において製造の事業の

用に供する事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第九条 工業導入地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、工業導入地区のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたとき

は、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十一条 国及び地方公共団体は、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が実施計画を達成するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農林中央金庫からの資金の貸付け)

第十三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条第一項の規定にかかわらず、業務上の余裕金をもつて、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものを新設し若しくは増設する者又は工業導入地区内において実施計画で定める工場用地を取得し若しくは造成する営利を目的としない法人に対し、農林大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、償還期限が十年以内の貸付けを行なうことができる。

(施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への工業の導入を促進するため、工場用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。

(職業紹介の充実等)

第十五条 国は、実施計画で定めるところに従い導入される工業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めると

ころに従い導入される工業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適應させる訓練を含む)の実施、職業転換給付金(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十三条の職業転換給付金をいう)の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農業構造改善の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農業構造の改善を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業の推進に努めなければならない。

(農地法等による処分についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該実施計画で定める農村地域への工業の導入が促進されるよう配慮するものとする。

(主務大臣)

第十八条 この法律において主務大臣は、農林大臣、通商産業大臣及び労働大臣とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における農業、工業及び雇用をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進し、並びにこれらの促進措置と相まって農業構造の改善を促進するため、農村地域工業導入基本計画、農村地域工業導入実施計画の樹立等の措置を定めるとともに、これらの計画に従い導入された企業、離農者等に対する税制及び金融上の所要の措置を定める等の必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○草野委員長 本案の趣旨につきましてもお手元に資料が配付いたしてありますので、これにより御承知願うこととし、質疑に入ります。

質疑の中に出がりますので、順次これを許します。橋口隆君。

○橋口委員 農村地域工業導入促進法案について若干御質問を申し上げたいと存じます。

午前中農林水産委員会におきましていろいろ質疑がかわされたようでございますので、多少重複するかもしれませんが、ひとつ簡潔にお答えいただければ幸いです。

初めに、この法案の目的につきましてお伺いたします。

この法律は、序文にもございますとおり、工業導入を計画的に行なつて、農民をそれに就業させ、あわせて農業構造の改善を図ることによつて、「農業と工業との均衡ある発展を図る」として「雇用構造の高度化に資することを目的とする。」とございますが、抽象的表現でございまして、「農業と工業との均衡ある発展」また「雇用構造の高度化」というのはどういうことを意味するのか、これをまず伺いたいと思ひます。

○倉石国務大臣 私どもがこの法律を提案いたしますまでも考えておりましたことは、つまり、いまのわが国の経済、産業の振興してまいります状況を見ておきますと、やはり工業あるいは人口等が偏在して行く傾向がございます。こういうことを放置しておくことは、私どもにとつて将来いろいろ困難な問題を生ずるのではないかと、こういうことが考えられるわけでありまして、そういうことよりも、さらに私どもとしては、現在の日本の農業といふのは、農業基本法制定以来十年を経過いたしておりますけれども、やはりあの基本法が志向いたしておりますような成果を残念ながら十分にあげていたとは言えないと思ひます。しかしながら、農業につきましても、

やはりこの基本法の志向いたしております自立経営農家というものを育成していく必要がある。そういう方向で農政を進めてまいっておるわけでありまして、しかし、もう御存じのように、八割以上が兼業の農家でありまして、この兼業の人々に、本人の希望によりまして、離農を希望される方には農業者年々制度を活用したり、あるいはまた雇用機会の拡大をはかっていくことが必要ではないか。しかもまた、なお兼業農家において、自分で持つておる労働力というもので、現金所得を得るために、できるだけ地元において働きたい、こういうことを考える方も非常に多いわけでありまして、一方において、だんだんとこの規模拡大が進んでまいり、また農業それ自身がいろいろな変化を伴いつつ、基本法の志向する方向に進んでまいるといたしますならば、やはり労働力というものはますます余ってくるわけでありまして、私もはそういうものなるべく平均的に、偏在しないように、効率的に所得を上げさせるような方向をとりながら、しかも過疎地帯等をできるだけ防いでまいらうというようなことを考えてまいりますと、やはり地方に産業を分散していくことが必要ではないか。そういう着想から今回のような法律案を提案するに至りました。これは農林省サイドの考え方でございます。

○橋口委員 次に、これは農政局長に伺います、農村地域の数でございます。この計画によりまして、農業振興地域、山村振興法による地域、過疎地域、こういうものから新産都市、その他の地域を差し引いた農村地域だらうと思われまが、この数を幾らと想定されておりますか。

また、実際に工業を導入する場合には、第五条によりまして、実際の実施計画をつくる。そうすると、第五条にありまして、いろいろの条件がついております。そういういわば工業適地というものを拾い上げるわけだと思いますが、そういうものを入れて、全体として市町村の数は幾らというふうにお考えになりますか。

また、そのうち初年度にはどういうふうに手をつけるか、それをお伺いいたします。

○中野政府委員 今回の農村地域の指定の見込みでございますが、全国の市町村が現在三千二百五十八でございます。その中で、農業振興地域あるいは予定地域を含めまして計算をいたしますと、三千三百三十二ということになります。それから農業振興地域に入っております、この法律にありまして振興山村、これが十四町村になります。その両方に入っております過疎地域が十七町村ということになります。合計いたしますと三千三百六十三になるわけでありまして、御指摘のように新産都市、工業整備特別地域あるいは首都圏、近畿圏、中部圏の該当の都市、それから人口十万人以上の都市等を除きますと、結果といたしまして二千五百二十五の市町村が対象になる。現在の市町村の区分ではそういうふうに見えておるわけでございます。

それからもう一つ、四十六年度の予定でございますが、これは県の実施計画で比較規模の大きい団地をつくりましては、各県平均的に二地区、それから町村の場合は全国で百五十地区というものを予定しております。

○橋口委員 そうしますと、これだけたくさん地域に工業を導入するわけでございますが、それについて、この法律は時限立法ではございませんけれども、五年ないし十年という長期目標を定めて計画的にやる必要があると思ふのです。それについてまず第一に、転用農地をどれくらいに予定されているか。きのうの新聞の発表によりますと、減反の目標五十一万四千ヘクタールに対して九五%までは大体実現の見通しである。そのうちでいけば転作が十八万五千ヘクタールある。残りはどういうふうにするか。それは住宅用地あるいは工業用地と目されるわけですが、その工業用地への転用の目標は、大体どのくらいのめどを置いておられますか。

○中野政府委員 本年度の米の生産調整との関連におきまして、二百三十万トンの減産目標を立てました。その面積は五十一万四千ヘクタールで

ございまして、その二百三十万トンを出してきます過程におきまして、相当な転用を見込む必要があるのではないかと、五万ヘクタール程度の転用見込みを持つておるわけでございます。この法律との関係におきましては、町村の計画、県の計画合わせまして、そのうちで大体三千ヘクタールくらいがこの計画にのってくるのではないかと、この計画にのっておるわけでございます。

○橋口委員 そうしますと、この地域へどれくらい企業を導入しようという計画をお持ちで、また、農民を何万人くらい就業させようという計画でございますか。

○中野政府委員 これはこれから具体的に県あるいは市町村で実施計画が立ちまわると、まだ明確に推定できないわけでございますが、ただいままでの工業導入の経過を見ますと、われわれのほうでは、県の計画の場合は平均的に五十ヘクタールと見まして、そうしますと、工場としてはそこへ、二ヘクタールだと思えば二十五くらい入ってくる。それから町村の場合は、これは規模が小さくて平均的に五ヘクタール程度と考えております。工場の数が大体三つくらい入ってくる。それを合計していくわけでございますが、ちょっと目の子算でございますが、千数百工場に計画しているのではないかと。これはまだ机上の計算でございますが、一応計算しましたらそういうことになるのではないかと考えております。そこで人の数でございますが、これもまた入ってくる企業によつていろいろ違うかと思ひますが、従来の傾向から見ますと一ヘクタール当たりの工業用地に対しましては、大体六、七十人の人が就業しておるといふことでございまして、いまの計算でいきますと年に二十万、あるいはそれに近いというふうな数字が出てまいるわけでございます。最初に申し上げましたように、これは目の子算でございますが、これから具体的に実施計画を立てる際に詳細に検討いたしたいと考えております。

○橋口委員 そうしますと、これだけの工場を全国に配置するわけでございますが、その際一番の問題になりますのは、一体ブロックごと、一つの拠点団地をつくるのか、各市町村にまんべんなく個別企業を配置するのか、その辺はこの過程においても一番問題になったようでありまして、その点は今後どのように推進をされますか。

○両角政府委員 農村地域への工業の導入にあたりまして、拠点方式をとっていくかあるいは市町村単位の分散方式をとっていくか、これはそれぞれの地域の実情に応じて両方の方式が併用されるものであろうかと考えております。しかしながら、工業の積極的かつ計画的な導入をはかるという法案の目的に照らしまして、府県単位におきましてはなるべく拠点的な先行造成を伴いました計画的な立地を推進することが望ましいし、それに対応いたしまして具体的に企業の進出の話を進んでおりますような市町村につきましては、それぞれの個別立地を推進していくというふうな、両方の体制を併用していくことが実際的なかろうかと考えております。

○橋口委員 この両方式を併用するというところでございますが、私は併用ではばらばらになつて、非常に景気の好不況に影響されるところが大きいんじゃないかと思ふのです。そういう意味で、団地造成をしながら個別企業を配置する場合に、その有機的な構成を考えて、そして一つの計画的な造成をすべきではないかと思ひますが、その点はどういうふうにお考えですか。

○両角政府委員 拠点方式と市町村方式との併用にあたりましては、もちろん両者の間で有機的な調整というものははかられてまいることが望ましいわけでございますが、そのために、この法律案におきまして府県におきます基本計画というものを定めることになつておりました。この基本計画の中で当該府県における拠点的な団地造成並びに市町村単位での工場立地の実現ということとの調和ある、均衡ある計画を作成することになつておる次第でございます。

○橋口委員 そうしますと、これだけの工場を全国に配置するわけでございますが、その際一番の問題になりますのは、一体ブロックごと、一つの拠点団地をつくるのか、各市町村にまんべんなく個別企業を配置するのか、その辺はこの過程においても一番問題になったようでありまして、その点は今後どのように推進をされますか。

○橋口委員 そうしますと、これだけの工場を全国に配置するわけでございますが、その際一番の問題になりますのは、一体ブロックごと、一つの拠点団地をつくるのか、各市町村にまんべんなく個別企業を配置するのか、その辺はこの過程においても一番問題になったようでありまして、その点は今後どのように推進をされますか。

○橋口委員 農村に誘致される企業というのは、いままでの例を見ますという、非常に不況に弱いというふうに考えられます。そういう意味で、今後そういう有機的構成を考えて、十分ひとつ配慮されるように特にお願いをしたいと思えます。

そこで、こういうような工業用地を造成する場合、その主体を都道府県、市町村あるいはその他どういふふうにお考えになっておられますか。

○両角政府委員 工業団地の先行造成にあたりましての造成主体というものは、府県という地方自治体当局それ自体、あるいはその出資をしております府県の開発公社といったようなものが実際には造成主体になることが多かろうと考えております。

○橋口委員 この拠点団地を造成する場合に問題となるのは、非常にばらばら方式に農民が供出をしてもいいという土地が点在している、それをまとめて一つの工業団地をつくるという場合には、いまの法律ではできないんじゃないかというふうに思いますが、そういう点をどのように措置されるお考えですか。

○中野政府委員 御指摘のとおり、現在の土地改良法ではその点が不十分でございます。そこで、今国会に別途土地改良法の一部改正を御提案申し上げておるわけでございますが、その中に創設換地制度というのを一つ起こしたい。それからもう一つは、異種目換地制度というのを考えております。これはいずれも農地と非農地とを、両方を土地改良事業でやっつけていこうという考え方でございまして、たとえばもう離農して、農地は工場に提供したいという農家の申し出るには同意によりまして、換地処分段階におきまして、それを非農地の部分に充てる。そうして農業を継続していきたい農家には農地のほうを換地処分によって割り振るという考え方をとっているわけでございします。そこで、この土地改良法の改正案が成立いたしますれば、すでに農林省といたしましてはそれの事業予算もとっておりまして、それが円滑に

進むのではないかと考えております。

○橋口委員 私これは農林大臣にお伺いしたいのでございますが、いまのような拠点団地をつくって、そうして一つのブロック別に有機的構成を考えてやっただけがいいと思うのですが、そうなりますと、たとえば農業振興地域あるいは最近実施されつつあります広域市町村のそういうような範囲が単位になるのではないかと考えますが、こういう工業化の段階ではたまたま西ドイツあたりでも地方構造政策というものを特に考え出して非常に計画的に造成をしているようにございします。その点につきまして、そういうブロックごとの、こういう考え方というものについて、農林大臣はどういうふうにお考えになっておりますか伺いた

い。

○倉石国務大臣 いまお話しのような点につきましては、やはり私もいま御審議を願っております法律の前に、新産都市という計画、これが進行いたしておるわけでありますが、そういうところに参加されておられない地域に、いまここでお話しのごさじましたように基本方針をつくって、県それから市町村がそれぞれ計画を立てて、いま御審議を願っておる法律のような形の工業導入をいたそう、こういうわけでございします。いま西独のお話でございますけれども、そういう形とは別になるかと思っておりますが、私も先ほど農政局長も申し上げたと思いますが、現に地方に工業立地をつくるということと並行して、やはり農業の構造改善、圃場整備等を並行してやっつけてまいり、そうして調和のとれた、何と申しましか、一口に言えば田園工業都市的なことを希望いたしておるわけでありますので、そういう意味におきましては、地域地域の特性を生かしながら、工業と農業が混然一体となった調和のとれた農村をつくってまいりたい、こういうような考えを持っていますわけでありまして。

○橋口委員 次に工業導入の方法でございします、地方に出たいという工場、それを受け入れたという市町村に配置することが最も大事なこと

だと思えますが、その方式についてはどういふふうにお考えになっておりますか。聞くところによれば、センターをつくってそれを推進するということですが、この法案には出ていないわけで、その点をどういふふうに進められることになるのか、具体的にそれを教えていただきたい。

○両角政府委員 ただいま御指摘がございましたように、農村地域への工業の導入をはかります場合に、企業に対する情報の提供あるいは各種の立地条件の提示といったような事は、このために特に設けられます開発のための推進センターというものにゆだねたいと考えております。もとより、このような機関が企業に対して提示をいたしまする各種のデータというものの基礎には、工場等の立地調査法というものによりまして、通産省といたしましては従来全国の工場適地につきまして長年にわたりまして調査をまいりましてデータもございします。かようなものを立地センターと相協力しまして企業に提供をして、選択に誤りなきを期したいと考えております。

○橋口委員 このセンターの組織と機能についてちょっと農政局長に承りたいと思ひます。

○中野政府委員 まだ仮称でございますが、農村地域工業導入センターというものを予算で計上しておるわけでございします。四十六年度予算は一億、そのうち基金造成が七千万で、補助金が三千万ということになっております。そういう金額でございしますので、さしあたりこれは財団法人として組織をいたしまして、二十人くらいの有能な職員をこれに充当して、いま企業局長も申し上げたと思いますが、情報の収集、それからもう少し技術上の援助等のコンサルタント事業等もやっつけていこうかという構想でおるわけでございします。

○橋口委員 二千五百の農村に数千の工場をこれから導入するというのに、政府からの基金としてはずかしく一億円、しかも人員はわずかに二十人というようなそんな弱体な財団法人で、はたしてこういうような大事業が遂行できるかどうか、非常

常に疑問に思っております。産地地域の振興方式についてはこれは政府も非常に本腰を入れて、そして事業団までつくって、そのために非常にうまくいっていると思ひます。ところが、これはほどの大事業でありながら、こんな弱体なセンターではたしてやれるかどうか。一体政府は本腰でこれをやろうと考えておられるのかどうか、われわれは非常に疑問なきを得ないのでございします。そういう点について、農林大臣はこのセンター方式でやむを得ないとお考えでございしますか、将来はどうしても事業団方式に切りかえて強力にこれを推進しなければならぬとお考えでありますか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 これは当初予算の発足の時代でございしますので、とりあえず本年度まず法律を御審議願うと同時に、頭を出しておるということでありまして、私もこのセンターをさらに活用することによりまして、所期の目的を達成し得るような機能を十分發揮し得るようになら育てまいりたい、こう思っておりますわけでありまして。

○橋口委員 この点は、今後十分ひとつこの事業の成果を見まして、御検討いただきたいと思ひます。

そこでこの目的の中にも、農業構造の改善をあわせて行なうということでございしますが、この農村の農民たちが工場に就職をする。そうしますと、あとの構造改善と同時にこの土地の大規模化をはかられるつもりであるか、それとも零細兼業のままで収入をふやしていけばいいのであるかどうか。これはおそらく農林委員会でも午前中問題になった点ではないかと思ひますが、この工業の導入によつて兼業零細化ということがいよいよ進行するんじゃないかと懸念をされる向きもございします。そういう意味で、農林大臣はこれまで農業基本法に基づいて、やはり規模の拡大化をあくまで推進するのだ、しかも工業導入を契機としてさらにこれを一そう推進するために、何らかの法的な処置あるいは特別の財政上の措置、そういうものをお考えであるのか。それともこの零細化で

農外所得がふえればそれでいいとお考えになりますか。基本的な課題だと思ひますので、その点を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 これは産業を地方に、つまり農村に分散してまいらうという考え方、同じ政府の中でもそれぞれの立場でいろいろの構想をお持ちになることだらうと思ひますが、私どもは農業の面から見まして、農業それ自身というのはやはり基本法ができて十年間、いま所期の目的が達成されたとはあえて申しませんけれども、やはり農政の中核は基本法の方を志向いたしてまいらう。どうしてもわが国の農業はそれだけでなくはいけないと思ひますが、それにもかかわらず、現在でもそうでありますが、こししばらくの間、当分はやはり兼業農家というものがわが国には続くであらう。しかも、その兼業農家の中の大きな部分はいわゆる第二種兼業農家というものでございまして。この第二種兼業農家の人々は、いまの農政及び経済全体の変転に対処いたしまして、離農をして新しい雇用機会を持ちたいと考へられる人には農業者年金制度を活用したり、それから農地保有合理化法人等がその土地を買上げてあげるとか、いろいろの農政上の施策を講じておいて離農しやすくするようにいたしてありますが、やはり自分で若干の農業を営みながら、その余剰の労働力を活用して現金収入をふやしたいと考へられるような人には、それに対処することがわれわれとしては必要なことではないかと思ひております。それからまた、そういうことによつていわゆる出かせぎというふうな問題も多く解決の緒につくのではないかと。

もう一つは、農村に出てまいります少年たちの新しい労働力、こういうものについて地方に工業が分散されていくということによつて、そういうところで通勤的に雇用機会が増大されるわけでございますので、私は先般大きく報ぜられました二十世紀の日本というふうな多くの人々の論文など読んでみましても、人口が偏在し工業が一方に偏在していくという状態は、わが国全体のために

いかなものであるかということ考へてみますと、一方においては非常な過疎地帯が現出しているわけでありまして。こういうことを考へてみますと、やはり農業はどこまでも国際競争力のある、体質を改善した強い農業を中核にしなから、しかもあつておる労働力に対して現金所得を得られるように、新しい労働力が新しい職場を得られるようにやつていくことが必要ではないか、このように考へておるわけでありまして。

○橋口委員 この工業導入につきましては、いま問題となつてまいりましたように兼業細化がいよいよ進行する、あるいは地元の中核の労働力が奪われる、そのために農業は荒廃する、また公害が発生する、そういうふうな、いろいろの弊害が出てくると思ひますので、これを進めるにあたりましては、農業外の農家の収入はふえたけれども農業の発展にはなり得なかつたということのないように、十分御配慮を賜りたいと思ひます。

そこで、時間もございませぬので最後に通産大臣にお尋ねしたいと思ひますが、この農村工業化を総合農政の一環として打ち出されたわけでございますが、ほんとうに日本の経済あるいは工業立地の立場からすれば、経済性があつて今後とも本格的に育成すべきものであるかどうか、それとももうやむを得ないからやるといふのであるか。そういう通産省の企業立地政策の立場から、通産大臣としての所信をひとつおただししておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 この法律案の目的は法律案に書いてあるとおりでございますけれども、通産省の産業の見地から申しまして、実は積極的に御支援と申します協力をしてやつてまいりたいと思ひておるわけでございます。すなわち、新全国総合開発計画で示されましたような、いわゆる情報なり通信なり交通なりのネットワークが着々とつくられておりますし、他方で従来の産業資本集積地におきましては外部不経済という問題が出てまいりました。両方から考へまして、できることならば、ことに内陸型の機械工業などはさうでござい

ますが、新しい立地を求めたい。労働力の観点から申しましてもこれはあることでございまして。したがつて私どもとしても、ことに工業用地なり関連の公共投資を先行投資して、やや拠点的なものを持つておきたいと考へておつたところでございます。でございまして、積極的に協力をし推進をしてまいりたいと考へておるわけでございます。

○橋口委員 この法案は、地方の住民が非常に期待をしておるところでございます。そういう意味で、主務大臣であります農林大臣、通産大臣、また労働大臣の各位におかれましては、どうかひとつ積極的にこの実施に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

○草野委員長 石川次夫君。

○石川委員 今回の農村地域工業導入促進対策、これは結論的にいへば、たいへんいい法律だと思ひます。中央におきましては過密だと思ひものが進んで、もうものひずみ、公害などが出ておりますし、労働力不足という問題もあつております。一方農村では過疎あるいはまた収入の不足ということがございまして、これに對しまして、農村のどこへ行きますか、最近では、何とか工業を誘致してもらえないかという希望の切なる声を、今度初めてこの法案が出たわけであつて、いままで工業と農業の協調の機運の増大というものはあつたのでありますけれども、歴史始まつて以來といつてもいいくらい、こういう法案が初めて出たという意味じゃ、私は非常に高く評価してよろしいんじゃないか、こう思つてはおりますけれども、さて、この効果といいますか、実績はどうなんだろうかと一見通しについては、私は非常に悲観的にならざるを得ない。そういう点から基本的な問題について二、三質問を申し上げたいと思ひますが、太平洋ベルト地帯、これは関東関係あるいは東海、近畿を含めまして、大

昭和三十年には何%でありましたが、六〇くらいだと思ひますけれども、それが四十三年にはなりまして、実にこれが七五%、どんどん太平洋ベルト地帯のほうに工業生産というのは集中をしておるといふ状況でございます。これは言はずもがな、エネルギー産業というものが臨海工業地帯にどうしても集中していることから出てくるということもありまして、それから海外にこれからはますます依存しなければならぬ、この度合いはだんだん増大をする一方でありまして。おそろしくこれから二十年たちますと、ほとんどすべてといつてもいいくらい資源というのは海外依存である。というふうなことになるれば、どうしても太平洋ベルト地帯のほうに工業が集中するといふ必然性を持つていけるのではなからうか、こう考へるわけでありまして。情報化の問題のほうでいろいろ本を読んでもみますと、大体太平洋ベルト地帯に九割の人口が集まるであらうというのがある。だからこそ、それであつては行き過ぎだから、今度の法案でも何となくその是正分散をはかりたい、こういう意図から出たものであるとは思ひます。こういう意図から出たものであるとは思ひます。非常に強い趨勢というものが逆行するやうな形でやるといふことからして、なまじつかな考へ方では成功する見込みはほとんどないのではないかと、こう考へるのでありますけれども、いや、断じてこれはなし遂げることができるといふお見通しがあると思へば、その論議をひとつ農林大臣にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○倉石国務大臣 石川さんおっしゃるとおり、従来の傾向をそのまま見ておきますと、私のほうの所管の仕事でも、たとえばその原料の多くを海外に依存いたしております製粉工場なんというものは、ばら積みでやつてまいりますからして、港に工場をつくる傾向が多くなつてきております。鉄鉱石とか、そういうものでなくて、製粉工場のやうなものですらそういう状態でありまして。しかし私どもはやはりその原料の輸入等を考慮いたす

と、そういうこともだいたい考えられるのでありますが、したがっていま私どもがいろいろねらっておりまうのは、たとえば機械工業であるとかあるいは電気機具工場とかそういうようなものが一番向いているのじゃないか。つまりいまお話のごさいますように、太平洋ベルト地帯に多くのものが集中するという傾向は、いままでほとんど計画的でなく、それぞれ自由に土地を買上げて工場設置をいたしておったという傾向でこういうふうになったと思うのであります。したがって、私どもはこれから先ほどお話のありましたセンター等をつくりまして、県庁並びに町村が主体になりまして、もろもろの計画を立ててまいりますために、やはり地方に道路網を整備をいたしまして、そして輸送コストを引き下げるといふことに努力してまいりますならば、労働力は地方にあるわけでございますので、たゞいまお話しのようにたいへんむずかしい問題ではあると思っておりますけれども、全力をあげてこの法律のねらっております目的を達成できますように、最大の努力を、関係各省御協力を願ってやってまいりたい、こう思っておりますわけでありまう。

○石川委員 いま、何とか実現をさせたいという切なる願望だけは聞いたわけでありまうけれども、私はどう考えても、これはよほどのことが裏づけにならない限り、具体的な裏づけがない限り、そうあつてほしいとは思ふけれども、実現の可能性はきわめて薄いというところを考えたわけにはいかないものでありまして、先ほど推進センターというものの予算も質疑応答の中で聞いたわけでありまうが、わずかに一億というふうなことで、この程度のことでこんな大事業ができるとうてい考えられない。

それとていといいたいのでありますが、この過程では、事業団方式でやろうではないかという話も出ておつたやに伺つておるわけでありまう。事業団というのにならば推進センターとはだいぶ形が変わるし、かなり政府自体も腰を入れた態度でもってこれに臨んでおるというふうなことも

うかがえるわけでありまうけれども、この事業団方式というのがいつの間にか消えてなくなつた。推進センターになつたらしく思われるのであります。その経緯。

それから、これも先ほど質問があつたようでありまうけれども、やはりやるからには中途はんばな推進センター的なものではどうにもならぬので、事業団的なものでもって相当強硬に推進するのだという裏づけがなければ私は不可能ではなからうか、こう思ふのであります。その点はどうお考えになつておるか、通産大臣でもけつこうでございます。

○宮澤国務大臣 当初、事業団というふうな構想もあつたわけでございます。ただ、いろいろやつてまいりますうちに、工場団地を造成するといふ仕事そのものは地方債の起債のワケをつくらうとあるいは農協等の系統の金融を使うといふようなことで資金の手当てはできるといふことになりまうしたから、土地造成については地方公共団体がやってくれば事業団は必要ではないのではないかといふふうに変化してまいりました。そういうたしと、残つた仕事は、いわゆる資料あるいは情報紹介等になるわけでございますから、これはセンターの仕事をもつて足りるであらう、こういふふうに変化したわけでございます。もちろん政府として新しい公社、公団というふうなものをなるべくつくりたくない、行政を簡素化して国民の租税負担をよけいかけないといふ配慮が基本にございまして、これもございまして、まづ土地造成等については地方公共団体がやってくれ、その資金手当てでもできるということでございます。その程度で、あえて事業団をつくるまでもなからう、こういう判断に落ちついたわけでございます。

○石川委員 その説明は一応話す範囲では理解できるものでありまうけれども、この予算の中身を見ますと、いまの事業団の問題ともからむのでありますけれども、地方債のワケが私の言つてゐる数字が合つてゐるかどうか、ちよつと確かめていた

だきたいと思ふのであります。内陸工業団地造成地方債のワケが百三十億、農村地域工業導入関連基盤整備として補助金が六億五千万、それから農村地域工業導入関連地対策費が百二十万、その他事務費補助というふうなものもありますが、この程度の予算になつておるのですか。

○中野政府委員 お話のとおりでございます。合算しまして約十億の予算を計上しております。その中身は、先ほど一部御指摘があつたようでございますが、計画費といつたしまして町村、県の実施計画費、それからいま御指摘がありました工業導入関連の基盤整備費、それから換地処分経費、これは土地改良法が通りましてから、その事務費でございます。それとあわせて工業導入促進センターの予算が一億といふことになりまうわけでございます。そのほか、労働省におかれましても、農村工業関連での相当予算を計上しておられるといふことでございます。

○石川委員 だれかがこれを評しまして、にがりのきかないといふだといふことを言つておりました。たいへんけつこうな計画ではあるけれども、その程度の予算、その程度の姿勢ではとても、私は、これからの世の中は、太平洋ベルト地帯に人が集まることは、先ほど申し上げたように必然的な趨勢ではないかと思ふし、情報の集まること、二次産業、三次産業は集まるというふうなところからの見通しもありまうので、それに抵抗するようになつてくるなら、その計画は、だから、地方に工場を造成しましたら、そのまわりの交通をどうするか、あるいはデータ通信ができるようなところまでいくかどうか、そういうふうなことで考えていきたいと思います。この程度の予算でこれが軌道に乗るとはとうてい私は考えられない。したがって、農林大臣に伺ひたいのでありますけれども、この予算は、訂正しない限りは一億このままといふことになるわけでありまうが、これからの程度の予算を積み上げていって、こ

ういう遠大な計画、農村の熾烈な要望にこたえることができるかどうか、どうお考えになつておりますか。

○倉石国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、私どもは、これは当初の予算でまず着手するといふことでございまして、先ほど申しましたように、これからすぐに都道府県それから市町村がそれぞれ事情に応じて計画を立ててみるわけでありまうから、次年度からその計画に基づいてどんどん進めてまいりたい、こう思つておるわけでありまう。

○石川委員 これは先ほどの質問と若干重複するもので恐縮なものでありますけれども、土地改良法の一部改正法案はもう今度の国会は通りそうもないといふ見通しが強いようでありまう。そうしますと、共同減歩方式によるところのこういう団地造成は、やつてできないことはないか。そういうところから、非常に困難ではないか。そういうところから、その予算すらも消化できないといふことになりかねないのではないかといふことを個人は持つておりますが、農政局長、この点はどうお考えになつておりますか。

○中野政府委員 先ほど橋口先生の御質問に、今度の法律案で創設地制度の説明を申し上げたわけでございます。われわれはいたしましては、一刻も早く土地改良の改正案を提出したいと考えて、具体的にその六億五千万の実施に入りたいと考えておるわけでございますが、まづ計画を立てましてそれから事業といふことになるわけでございますので、できるだけそれに間に合うようにわれわれは期待をしておるわけでございます。

○石川委員 この法律が通らないと仮定しますと土地造成が非常にむずかしくなるといふことがいえるのじゃないかと思ふけれども、これは仮定の問題になりかねませんから、これ以上申し上げません。局部的な問題で恐縮でありますけれども、農村地域工業導入基本方針というものを、中央でつくる、こういうことになるわけですね。

これは導入センターでおつくりになるのでしょうか、よほどきつちとした、地方の農民の意向も十分にくだ基本方針でなければならぬと思うのでありますけれども、どういう組織でこれをおきめになるのか、どういう基本方針を立てようとおられるのか、この点を伺いたいと思うのです。

○中野政府委員 農村工業導入の基本方針は、センターで立てるのではありません。これは第三条にもございまして、主務大臣が立てるといふことになっております。したがって、農林省と通産省と労働省とが相談をいたしまして立てるわけでございます。そこで立てました案につきましては、企画庁なり建設省なり、非常に関係のある役所がございまして、そこ御相談を申し上げるということになっております。

そこでの基本的な考え方でございますが、将来の農村に工業をどういうふうに入れていくかというところ、五十年くらいを目標にして基本方針を立ててはどうかというのを考えております。そういういたしまして、第三条にもございまして、工業導入の目標でございますが、これはどういう地区に導入をしたらいいか、どういう業種がよろしいかというふうなことを具体的に立てる。それから、その工業への農業従事者の就業の目標、これはどれくらいの数になって、またどういう就業の条件で入れていくかというふうな目標でございます。それとあわせて、工業が導入されることを契機にいたしまして、その周辺の農業構造改善事業をやりたいと考えております。そういうことになってまいりますと、その地域におきまして農業あるいは兼業の見通し、あるいはその農家の所得水準をどういうふうにしていくか、あるいは経営規模の拡大をどういうふうにしていくか、こういうような具体的な方針を示したいというふうな考えておるわけでございます。

○石川委員 そうしますと、これは中央の官庁がつくって、日本の官僚というのは優秀だとい

定評があるわけでありまして、そこですくったものに基づいてまた府県の段階でつくる、町村の段階でつくるということ、これはいわば天下りということになりかねないわけですね。そうしますと、やはり地方の意向というものを、これは実際の行なおうとする場合には、いろいろな障害があると思うのです。そういうふうなことを十分に考えなければならぬということになれば、中央の官庁ベースだけで基本方針をつくるということについては、これから非常に障害になるのではないかと私は考えるわけなんですけれども、末端では、こういう工業団地をちよいちい導入しているところがあるわけですね。

そういうところで違和感が生じたりいろいろな問題が出たりしているという実態を十分くみ上げた上での基本方針でなければならぬと思うのです。その点はどうかお考えになっておりますか。

○中野政府委員 御指摘の点は、私たちもそのとおりだと思っております。役人だけでつくるのはいかかと思っております。現在農林省、通産省、労働省三省で離農円滑化対策協議会——先ほど農林委員会でも、離農円滑化というのをおかしいという御指摘を受けておられます。そういう協議会を持つております。それには民間の農業側、工業側、労働側、いろいろな方々にもお入りいただいておりますが、そこでも十分この基本方針を御審議いただければというふうな考えておるわけでございます。

なお、各省にもそれに相当する審議会等がございまして、そういうものを通じて民間のいろいろな御意見を伺った上でこの方針は立てるべきだと考えております。

○石川委員 農林大臣に伺いたいのであります。専業農家の生産基盤の強化、これはどうしても必要だ。同時に、兼業農家も評価して施策をしなければならぬ。いまのところは、私から申し上げることもない存じますが、七〇年のセンサスだと兼業農家は八五%、そのうち第二種と称されるものが五〇%もあって、農外所得の増加という

ものが非常に多いわけですね。四十四年で二〇%、四十五年で二四・四%というように農外所得がふえて、またこれが農業所得を増している原動力になっているということになるわけでありまして、兼業農家というものは、専業農家というものの生産基盤を強化しこれを育成していくというふうな方針、あるいはまた兼業農家も評価しなければならぬというふうな、現実にもまた兼業所得がふえているというふうなところに工場を今度誘致をしたということになりますと、これはさっきの質問とも重複するのでありますけれども、専業農家は専業農家としてそのまま残していくんだというふうにお考えになっているのか。専業農家もばらばらに兼業所得を得るようにならねえと思ふやむを得ないのだというところになりかねないと思うのです。そういうふうな実際に工場を誘致した場合に、この専業農家育成という基本方針とは違ったものになってくるというふうな可能性が生じるのですが、その辺の食い違いに対してはどうお考えになっておりますか。

○倉石国務大臣 先ほど橋口さんにお答えいたしましたことではあります。私も、これは日本農業の特質のようなものでありますけれども、御指摘のありましたように、兼業が大体八割、そのうちのまた五〇%以上は第二種兼業農家です。農家の全体の所得だけ見ますと、半分以上は農外所得であります。お話のとおりであります。しかし一方においては、やはり米は生産調整をしながらも一本立ちでやっておられる自立経営農家というものが、とにかく一七%近くは存在いたしておるわけでありまして、基本法はそういう農家を育成していくというのをいってありますが、われわれも農業全体から見ましたときに、わが国が一億をこえる人口をかかえておつて、やはり八〇%余りの自給率を維持していくという考え方に立ちますときに、農業の体質をできるだけ強固にして、そして農業の中核を占めるものはやはり自立経営農家ということになり得るようには育成していくという農政の基本は、少しも変えておらないわけであ

ります。しかしその間に、なおいまお話しのごいまだ八〇%に及ぶ兼業、その中のことに第二種の兼業農家の方々には、よい職場があるならば離農したいと希望される方がおられます。そういう方々には離農機会を多くするために農業者年金制度等も活用することができるとありまして、それからまた農地保有の合理化法人等の施設あるいは農協等が土地を所有し得るようによりこの前の国会で法律を改正いたしておりますので、農地を流動しやすくいたしまして、離農して他に転換したいと考える方には、できるだけそういうことのできるように助成をいたしたい。

それから、兼業ではあるがやはり農業をやつてまいりたい、こういう人たちは、政府委員も申し上げておられますように、二十町歩単位ぐらいな広域の団地というふうなものを構想いたしておりますので、その中でその自立経営農家を中核にした協業等を盛んにいたすことによつてやはり農業は継続のできるように、しかも余つておる労働力と家族の中にあります労働力を遠くに入れていかないで、家庭から通勤し得るような施設ができましたならば、いま過密、過疎の問題等に対しても一挙兩得ではないか。そういうようなことで、その地域地域ににじんだ状況を勘案いたしましてそれに対処してまいりたい。どこまでも自立経営の農家は育成してまいりたいという農政の方針には、変わりはないわけでありまして。

○石川委員 ことばの上ではそういうことになるんだけれどと思ひますけれども、現実の問題としては、やはり農業に工業が入れば、専業も兼業化するといふ可能性はどうしても出てくるであらうし、また兼業農家がその農地を手放すかといふと、私が見ている範囲では、特にまた工場地帯ができるというところになればその地価が上がるのだというふうな見通しも立ちますと、土地を手放すといふことはなかなかやらない。したがって、兼業農家が完全に離農をして農地を集約化するということは考え方としてはわかるのであります

つづいて、日本の官僚というのは優秀だとい

それから、これは通産大臣にもう時間があります。それからあと一問聞いておきたいのでありますが、これからの工業というのは世界的な規模で競争の荒波に耐えていかなければならぬということになるわけでありまして。ところが、今度のこの計画で団地に持っていくところの工場というものは、そう大規模なものは期待できないのじゃないかと思うのです。これは思い切った交通手段を考えると、あるいは電気でもデータ通信でも何でもやれるというふうなところまで思い切つてやれるならともかくですけれども、現実には、中学が併合してあいたところを持つていくとか、あるいはまた役場が統合されたためにあいたところに行くとかいうふうな部分的な団地がかなり見受けられるわけなんです。ところが、そういう程度のものはほんとうに家内労働的なもの以上には出ないというのが現実です。それで不景気になることまた全部引き揚げていってしまうというのも間々見受けられる現象なんです。しかし、そういうものであつてはならないわけなんです。そうなりますと、今度の計画でやる場合には、非常に小規模なものでなくて、しかも世界の競争にも耐えていけるというふうなものを前提としてやらなければならぬということを考えますと、この程度の法案で、この程度予算の裏づけでは、私はどう考えてもこれは絵にかいたばかりになるだろうという懸念をどうしても払拭できないのです。その点、通産大臣はどうお考えになつておりますか。太平洋ベルト地帯と同じような大規模なものが堂々と地方に進出していくということはちょっと私考えられないし、小規模なものが行つた場合には、そういうふうなことで兼業農家の問題もありますけれども、ほんとうに競争に耐え得るようなものじゃなくて、かなり家内工業的なものになつてしまふ、あるいはほんとうに中小企業に毛のはえた程度のもので以上には出ないのではなからうか、こういう感じがするわけなん

○宮澤國務大臣 それは先ほど来のお尋ねとも実
は関連をすることでございますけれども、確かに
装置産業は臨海に立地をしたい、またそれがいい
ということはおっしゃいますとおりでありまし
て、そういうふうにして現在の京阪神ベルト地帯
がつくられてきたと思いますけれども、内陸には
また内陸型の産業というものが立地されますし、
いまのベルト地帯の過密から申しますと、そう
なっていくのではないであらうかというふうに私
どもは実は考えております。たとえばいまありま
すところでは松本・諏訪地区が御承知のようにそ
のような産業をかなり持つに至っておるわけでござ
いますけれども、やはり付加価値の高い、そう
して公害関係が起こらず、しかも港湾というもの
をそれほどには必要としないというような産業
ネットワークができたことを前提にして考えます
と、やはり機械工業などが中心になっていくので
はないか。そうしますと、これは入るほうもまた
迎へ入れるほうも相当都合がいいし、また付加価
値も高い、安定性もある、たえて申しますとそ
ういうタイプの工業は大いに有望なものではな
からうかというふうに私は考えます。

○石川委員 そういう答弁を聞くと何かすべてう
まくいくような感じなんですけれども、私はうま
くいくとはどうも考えられない。しかし何とかう
まくいくことができればそれに越したことはな
い。これは全農民待望的であろうという気がし
ますから、何とかこれが円滑にいくようにとい
う意味で私はあえて質問をしているわけなんであ
ります。

税制の問題でちよつと最後に聞きたいのであり
ますが、七条、八条、九条、十条で税制の特典が
ありますけれども、この程度の特典ではという感
じがないでもないわけです。なかんずく固定資
産税、不動産取得税、事業税の減免をした場合
に、交付税でもって補てんをするというのであり
ますが、これはどこが御担当になるかわかりませ
んけれども、全額補てんではないのだらうと思

○中野府委員　ただいままでの例であります
と、これは自治省当局のこまかい自治省令等による計算の方法があるようでございますが、七五〇程度は補てんされておるようでございます。

○石川委員　いままでのやり方だと、交付税の補てんというのは大体その程度なんだらうと思うのですね。すけれども、この場合には、そういうことも思い切つて特例をつくるくらいな気持ちがないと、あらゆる面でよほどの恩典を与えるということとがないと、よほどの裏づけがあるということではないと、成功しないのではないかと、私はこう考えるわけなんです。それから農林中金の金を貸してもいいという特例の道も開いておるようでありますけれども、これは農民から預かっている金でありますから、金利は決して安くはないわけですね。むしろ高いです。そういうことも、これを育成助長していくにとつては、そういう特例の道を開いたといつても促進する刺激剤にはならないのではないかと、いろいろな面を含めて、何とかこれを軌道に乗せたいけれども、この時代の趨勢に逆行するようなことをあえてやろうとするからには、この程度のかまえて、この程度の姿勢であつたのでは、私は成功する見込みはとていおぼつかないのではないかと、これを非常に心配するがゆゑに、よほどの体制の切りかえといふものを今後やつていつてもらいたい。そうして何とかこれを軌道に乗せてもらいたいということとを、私、時間がありませんから要望いたしましたので、私の質問を終わりたいと思います。

○草野委員長　松尾信人君。

○松尾(信)委員　最初に両大臣にお尋ねいたしますが、私の考え方は、この法案は非常に立ちおくれておるのではないかと、このような感じを強く持っております。それは工業用地の点から申しまして、四十年に十万ヘクタール、五十年に二十万ヘクタール、六十年三十万ヘクタールというふうに、年々そのような膨大な需要の見込みもござ

難等ですで行き詰まっておる。また労働力の点から申ししましても、いま非常に不足が激化しておりますし、農村地域からそれを仰ぐ以外にない。公害もこのようにひどくなつておる。複合の公害まで起こりまして手がつけれない。こういうことでありまして、どうもいままででは産業政策、これが大企業優先、生産第一主義というので効率、効率で、やはり便利な非常に利用しやすいところに密集してきた。いままさに分散しなければできないときに来ておる。でありますから、ある企業なんかは現在すでに自衛といえますか、そういう立場からほとんど農村地域に進出しております。そういうことからいいましても、これは三年又は五年くらい早くこういうふうな点に政府も注目されて、早く切りかえてなされたら、こうまで現状のようにいろいろ問題が起こらぬでも済んだのではなからうか。むしろこの法案は、法案自体、時期的な問題でありますけれども、おかれておるのではないだらうか。内容につきましてはいろいろまた心配な点がありますから聞きますけれども、まずそういう点につきまして両大臣の御意見と、感想といえますかそういうものを聞きたいと思ひます。

○倉石国務大臣　これから多々ますますわが国の経済産業は伸びていくわけでありますから、そういうことを考えますと、やはりそれはもう少し前に着手すればそれにこしたことはないかも知れませんが、これからなお大きな変化を遂げるわけでありますので、なるべく早く今回の法律のようなことを実施に移してまいることが必要ではないか、私どもはこのように考えているわけであります。

○宮澤国務大臣　その点は、実は先ほど石川委員が御指摘になりました、これは趨勢に逆行する考えであると言われましたこと、私自身は必ずしもそう考えていないのでございますけれども、しかしそういう御発言の中に、やはりこういうための自然的な情勢はむしろ熟していないのだと言われ

ます点がございます。ごもつともな点があると私は思うのでございすが、そうなりますと、早くこういう手を打ちましても、実はそういうふうな産業を誘導することがいまの段階でなければならなかつたのではないかとこの点がございします。

他方で今度、いま松尾委員が御指摘になっておりますことは、ある程度は入っているではないか、それはスプロールになつてゐるではないか、こういうことだと思ひますので、私もはそういういろいろなることを両面から考へてまいりますと、ことに米を中心とする問題が顕在化したしましたのはここ最近のことでもございします。いたしますから、まずまずこれ以上スプロールさせないで計画的にやつていくことが——これは入られるほうはスプロールは迷惑でございすし、入るほうにとつてもよくないのでありますから、まずタイミングとしてはいまあたりのところで適当なのではないだろうか。もつと、ずつと早く先行投資をしておきまして、整つたときに、さあ、入つてこいといへば、これが一番理想的なものでございしょうけれども、なかなか先行投資というものにもそうそう前もつて、ということもいけな点もございすから、まずまずこの辺ではなからうかというのが私の感じでございす。

○松尾(信)委員 それぞれお答えがあつたわけでありまして、一応私はそのような感じを非常に強く持つております。

そういうことを論じておりましたし、もうがありませんので、次にまいりますけれども、この法案の目的としましては、農村地域への工業の導入を行なう、それから農業の従事者を吸収するのだ、他面、並行的に農業構造の改善を進めていく、こゝろにわたつておりますけれども、この工業導入の年次計画、これをまず聞きたいし、先ほどからも質疑を重ねてまいりましたけれども、どのような業種を農村地域へ引つぱつていこうとしておられるのか。機械工業だ何とかというお話が出ましたけれども、そういう業種別にこの導入の年次計画

というものをあわせて立ててゐるのか、両方をまづ聞きたいと思ひます。工業導入の年次計画、次には業種別の年次計画、これを聞きたいと思ひます。

○両角政府委員 農村地域への工業導入につきましては、この法案で示しましたように、基本方針というもので全体としての長期的な計画といひますか、方針を出すことになつております。これによりまして、私も現在検討いたしておりますのは、大体全国を十四ブロックぐらゐに分けて、各ブロック単位での長期的な工業導入のための目標を示したい。これが五年間で全体で十兆円程度の出荷額を期待してまいりたい。さらにこれに对应いたしまして、雇用はこれに依つて約百万人といふものの雇用の増大をはかりたい。同時に、用地につきまして、大体この目的のために一万五千ヘクタールぐらゐを使用したい、こういうことが基本的な工業導入のビジョンということにならうかと思つております。

ただ、これを業種別にどういふふうな年次計画でやるかといふことになりまして、これはなかなか策定が困難でございまして、企業の側の進出意欲、地元側の受け入れ計画といふものとの対応関係をききわめまして、今後さらに検討いたしたいと考えておりますが、一応進出が適格であると認められるような業種といたしましては、機械産業あるいは電気機械製品の産業あるいは食品工業、さらには繊維品の二次産業といつたものが一応の適格業種ではなからうか。その具体的な計画は、各府県のあるいは市町村の実施計画にまかしたい、こゝろのこととございす。

○松尾(信)委員 この業種別なんかはいまからだと思ひます。

さらに都道府県別の計画で、これはさらにいまからの問題と思ひますけれども、東京通産局で工業団地づくりの調査がまゝつたといつて新聞に発表になっておりますが、六十年目標でありまして、五万八千ヘクタール必要とする。これは東京周辺の一都十県の工業団地造成計画でありますけれども、その基礎調査ができた、こゝろのこととありまして、団地計画が、他方、通産局のほうでは作成されておるわけですが、これは東京だけであつて、やはり全国的にもこのような通産局の団地調査、団地づくりといふ計画があるのじやないか。そうしますと、この工業導入計画による、いま局長のお話ですと、先般来すでに進めていらつしやるこの団地づくりの分、これとかみ合わせといふか、調整といふのはどうなるのですか。

○両角政府委員 現在も御指摘のように、団地計画といふものは各通産局単位で進められております。私も、この法律案が通りましたならば、大体年間にいたしまして二千ヘクタールぐらゐ、個所にしまして六十カ所といった程度の団地を全国にわたつて造成をしていくことが望ましいと思つております。その場合にこゝろの六十の団地計画の中に、ただいまお示しをいたしました現在検討中の各種の計画を取り入れて生かしてまいりたいと思つております。具体的には、秋田、山形あるいは南の鹿児島、宮崎といったような府県では、きわめて積極的にこのような団地計画を検討されておるようございまして、そのようなものをこの長期計画の中に組み入れて実現をはかつてまいりたいと思つております。

○松尾(信)委員 それから、地方ではどういふ企業が来るだろうかといふわけでありまして、非常に心配なんです。東京周辺だとかそういふところはこゝろのような計画もほとんどできておりますし、大企業との話もうまくいくだらうと思ひますけれども、北海道とか九州ですと、そのようないへんびなところは質の悪いと申しますか、不景気にもたえがたいような、または東京の周辺で断わられたような、公害上どうだとかこれはどうだとかいふような分がだんだん地方のほうへし寄せられてくるのじやないか。質的にもそういう景気変動にもたえがたいようなものが来たら、なお地方としては困るのだが、こゝろに考へておりますけれども、そういう調整といふものはどのようにやるのですか。

○両角政府委員 農村地域に進出をいたします企業といふものにつきては、私もいろいろ望まれる条件があるかと思つております。一つは、当該企業の属する業種としまして、非常に成長性の高い、あるいは将来成長が見込まれる業種に属する企業が望ましいと思ひます。同時に、当該企業自体も、経営が十分安定的にあるいはさらに発展的に経営が期待されるような、いわゆる優良企業といふものをまずもつて選定されることが必要ではないかと考へております。同時に、こゝろの業種は、お話をいたしましたように、公害を発生しない、あるいは公害的な要素につきては少なくとも最小限度のその防止措置あるいは公害の予防措置といったものが、施設において計画において完備されているということが望まれるかと思ひます。同時にまた、雇用の面から考へましても、なるべく中高年齢層のみならず、広く労働集約効果のあるようなそういう業種、企業といふものを選定していくことが望ましい、こゝろのものを各地域の実情に合わせて具体的な実施計画の中で織り込んでまいりたい。

したがって、いわば安定成長型のかつ非公害型の企業といふものが、遠隔地におきましても地方におきましても受け入れられると思つております。○松尾(信)委員 中小企業に対する問題でありますけれども、農村へ工業を導入する、これは大企業優先となりますかね。大体大きな企業が出てくるんじやなからうか。中小企業は非常に少ないんじやなからうか。これは私の考へです。その点をあなたのほうで基本的にか考へたものがあるかどうか、それとも並行的にやろうと思つてゐるのかどうか、その点まずどうですか。

○両角政府委員 農村地域に進出をいたします企業は、おそらくは現在ある大企業の工場という形で進出をいたすものもございしょうし、また、独立の中小企業として新しく事業を開始されるものもあろうかと思ひますが、実際にどの程度の割合になるかといふことは、今後計画の具体化を待つて考へてまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 現在地方に出ておる企業を見ま

すと、大企業の工場というのがほとんどなんです。中小企業はほとんどありません。そういう点から見ても、非常に人手不足といわれておりまして、中小企業は福利施設、賃金等、ますます大企業と格差があります。それがまた、このような一つの計画によりまして中央の大企業がどんどん出てくるわ、今度は地方の中小企業はますます人手不足で補充難だとか、または賃金が隣に工場ができて上がつて、これはだんだん評判が悪くなり、雇いにくい、こういう傾向がありますから、いま抽象的にお答えがありましたけれども、これはがっちり考えていきたいと思います。農村はいいかもしれぬけれども、地方の中小企業は非常に重大な問題が起こるだろう。この点についてもう一回念を入れて、しっかり考えていくないうちに、はつきりと言ってもらいたいと思うのです。

○両角政府委員 御指摘を賜りました点はたいへん大切な点でございます。私も農林の工業化を促進をしていきます場合に、地元の中小企業とそれから進出をしていく企業との共存共栄関係というものは、十分基本計画、実施計画の中で配慮をしておるべきものと考えております。

○松尾(信)委員 次に、本法によりまして農業従事者をどのくらい工業へ導入するかという人数の問題でありますけれども、これをもう一回おっしゃってください。

○両角政府委員 これは現在の推定でございますが、五カ年計画におきまして約百万人を導入をいたしたいと思っております。

○松尾(信)委員 そうしますと、農業従事者が大幅に減つていくような労働力の調査が出ておりますが、農林大臣、総理府の統計局が四十五年度平均の労働力調査というものを発表しておりますけれども、これによりまして農林従業者は八百三十万人、それが四十四年度に比べて六、五十三万人減つておるわけですね。そのようなことが一つ現実にごさいます。これは四十四年もまた前年に比べて減つておりましたし、また来年

も減つていくんじゃないかと思ひます。他方農村

地域における中学、高校の卒業生、これが毎年相当の卒業生というものがあつたわけですよ。五十三万人も離職者が出てきておる、四十四年から四十五年を比べてみれば減つていくわけですよ。この中には当然高齢なんかで仕事のできない人も相当あるかと思ひますけれども、大部分の人は他にやはり就職して働いておるんだろと思ひます。おまけに中卒が十万人、高卒が三十万ということ、毎年毎年新たに農村地域においてはそのような新たな労働力というものが出てくるわけでありまして、自然とやめていく五十万といううな人々、このような四十万も毎年新卒が出てくる、これを導入法で年間二十万ですか吸収しておくくらいではどうしようもないような離職者、新卒が非常にふえてくるというわけでありまして、農村のそういう人々をどうしていくかという問題は、この導入法ができたからこれにおんぶされるということでは解決はできないし、基本的にはまだいろいろお考えにならぬといふかと思ひますけれども、大臣どうでしょう。

○倉石国務大臣 私はちよつと頭の中に数字がはつきりしていませんでしたが、この資料によりまして四十五年に八百八十二万、これお説のうちに五十二年の見通しだと六百二十四万でありますか、これは私もどなたかおっしゃつては——つまり単純な農業従事者というものがいままで非常に多かったということ、多くてしかも生産力というものがそのわりあい伸びておらなかったところ、農業経営の弱体性があつたわけでありまして、やはり近代化することによりまして、就業人口は減りました。農業生産は逆にふえていくということ、好ましいことではございますので、先ほど来ここで兼業所得等のお話もございましたけれども、だんだん就業人口というものが減つておるわけでありまして、六・二％くらいでありますか減つておるわけでありまして、これがもつと減るかもしれない。たとえばイギリスごときは就業人口の中の農業人口が四％を下回つておると思ひますが、生産額と

いうものは逆にふえております。ここに農業の近代化、つまり私もどなたかおっしゃつては農業というものを考えます場合に、やはり近代化して体質を強化して、そして生産コストを下げていくって国際競争力を持つようにしなければならぬのではないですか、こういう考え方で農政をやつておるわけでありまして、ただいまお話のございました中で、私もどなたかおっしゃつては、農業というものをどのようにしていくかということ、農民をどのようにしていくかということ、それから農民の住んでいくところ、農村をどのようにやっていくかといういろいろな問題があると思ひます。したがつて私もどなたかおっしゃつては、やはり農業の体質を改善し規模拡大をいたして競争力の強い農業を維持していくということ、これは基本法の志向するところでありまして、そういう方向をとつていくべきところでありますので、その間において出てこられる労働力をできるだけ効率化して所得をふやしていくということを必要ではないか、そういうようなことを考えます場合に、先ほど来お話のあります八割余りが兼業農家で、しかもその兼業のうちまた五十数％、六〇％近いものが第二種兼業農家でありまして、六〇％近いものが第二種兼業農家でありまして、そういう人々の労働力というものを効率的に活用する手はないだろうか、同時にまた、いま御指摘のありましたように中卒、高卒等これらの人々が全部大都会の産業に吸収されるということでは困るのではないか、やはり私もどなたかおっしゃつては、できるだけその地域に滞留していただく、そして地方に分散されてくる産業に効率的に働いていただくようにすべきではないか、こういうことを農村のサイドから考えておる次第でございます。

○松尾(信)委員 少し私の言つておるのと違つたのでありますけれども、私は五十万も幾らも——四十五年ですよ、五十万も幾らも毎年農村の離職者がそれだけ出てきておる、他方新卒も四十万もある、そういう人々の地元における働き先です、ね、こういうものをやはりこの導入法以外にいろいろお考えにならないといふか、

ういうことを言つておるわけでありまして。この点はひとつ今後ともしっかり御検討願ひたいと思ひます。

それでこの地方へ工業が出ていく問題でありますけれども、この導入法ができれば、従来は自由に出ていったわけでありまして、自由に出ていく分とこの法に基づき出ていく分と、それを今後は調整するのかがどうか、財政的な面、税制的な面等で本法というものが自然と吸収されていくのか、二本建てかどうか、どちらに重点を置くのか、こういう問題でありますけれども、簡潔にどうぞ。

○両角政府委員 これまで年々約一万ヘクタールの新しい工場用地ができておりました。その中で約半分以上が内陸型の立地でございます。さらに今回の法案で予定しております農村地域につきましまして、さらにその半分ぐらいが該当するかと思つておりますが、こういった地域に従来の進出をされておるわけでございますので、今回の法律案が成立いたしましたならば、これら企業の進出計画というものについては、各市町村あるいは府県等と十分緊密な連絡をとりまして、計画の中に取り込みまして、そしてその恩恵措置、優遇措置が均てんでできるように指導してまいりたいと思つております。

○松尾(信)委員 それでは二本建てでいくというわけですか。

○両角政府委員 全国にわたつてすべてこの方式に統一するわけにはいかないと思ひますので、どうしても結果的にいへば二本建てになると思ひます。ウェイトをいたしましては、農村地域の計画的な導入でカバーされるものが大きくなると思つております。

○松尾(信)委員 では時間の関係もありまして、地価の抑制対策の問題を聞きたいと思ひますけれども、これはいなかへ行きますとパイパスができるということだけでどんどん上がるわけですね。ですからこのような拠点地とか、また市町村等いろいろな話が出ますと、その値段が上

がっていくのじゃないか、そこにはもちろん県の先行投資がなされなければ、その先行投資をする段階の前にひとつしかり考えていかなくちゃいけないのはその地価の抑制、また団地ができませんと周辺が上っていくというわけで、自然と全体的な地価というものが上がっていくわけでありませうけれども、そういうものに対する配慮または悪徳な不動産業者の横行で、この前も商工委員会として、北海道のほうに行きまして苦小牧等を視察したわけでありませうけれども、悪質不動産業者がおりまして、ぼろぼろと買いましめて、値段がぐっと上がるのを待っているわけでありませう。政府のそのような計画さえも、不動産業者の先行投資が先に行くわけですから、よくよく考えまないと、これは地価がどんどん上がって、非常に地方としては迷惑する、これが言われるわけでありませうから、この計画の機密の保持それから実施の慎重さ、そういうことについてどのように考えていらっしゃるか、聞きたいと思ひます。

○両角政府委員 地価の高騰は確かに大きな問題でございますが、この農村地域への工業導入計画につきましましては、各都道府県におきまして基本計画を策定をいたしますが、その基本計画におきましては、どの地点を導入地区とするかというようなことは公表をいたさないようにしたいと考えております。しかしながら、実施計画の段階では、これは明らかにする必要がありますが、基本計画から実施計画に移ります間に、おきまして、府県並びに市町村はそれぞれ地元の地主の方あるいは農業を営まれる方々と事実上の話し合いを進めまして、土地手当てのめどをつけて、具体的な地域指定に踏み切りたい、こういうことを通じまして、不当な地価の高騰を抑制したいと思ひます。

○松尾(信)委員 時間がなくなつて残念ですけれども、労働省の方いらっしゃいますか。——それで、いままでいろいろ話したとおりでございますが、まあ、農村の離職者が年間五十万それから新卒が毎年四十万、こういう地元の人々をできるだけ地元で落ちついて働かせたい、こういうのがねらいになっておられるわけでありませうから、その労働対策というものは非常に重大だろうと思ひます。ですから、今度はその二本立てで、工業導入でもいくなんだ、自分でも大企業が入ってくるんだとしますと、まず新卒のほうから引っぱりだこというようなことになりまして、相当やみの周旋業者が出てきたり、会社直営のそういうものが出てきたり、政府の機関とそういうものとの競合とか、いろいろこれはむずかしい問題が出ると思うのですけれども、そういうことをきちんと調整して、いこうという計画なり考えがあるかどうかというところであります。どうです。

○中原政府委員 先ほどの御質問にも関連いたしますが、四十六年度から五十年にかけては、第二次産業におきましては年平均七十四万人、第三次産業におきましては三十三万人の就業者が増加する見通しになっております。したがって、この法案の関係の増加だけではございませんで、経済全体としまして、少なくとも中卒、高卒につきましては、先生御承知のとおり、むしろ足りないようなことではございませうが、しかしながら、足りないとはいひましても、労働環境のいい、労働条件のすぐれた職場にそういう学校卒業者を就職させるとともに、あわせてこの法案の関係には離職職者は主として中高年齢層とか婦人の問題が非常に重要になってくると思ひますので、これらの人に対しては、そのような人たちの、いままではそういう工場で働いたことのないというような経験、実情等を勘案しまして、きめのこまかい対策を立てまして、たとえば機動的に職業訓練を実施する、普通は若干長期にわたるようなことも多いのでありますが、特にこういう人たちのためには三カ月程度で早く覚えていただくとか、いろんなきめのこまかい懇切丁寧な指導を行ないまして、先生いま御質問、御指摘になりましたような問題点がないように万全の配慮をいたしたい、かように存じております。

○松尾(信)委員 終わります。
○草野委員長 川端文夫君。
○川端委員 企画庁長官に御質問申し上げたいのですが、何か御用があらうようですから、最初の一、二問、全部質問申し上げますから、それでお答え願つて御退席願つてもけっこうじゃないかと思ひます。特に私は委員長にも御理解願ひたい、委員の各位にも御理解願ひたいのは、重複を避けて簡潔に質問を申し上げますから、お答えもひとつその要領で、なるべく時間の節約をして効率的な御答弁を願ひたい、このことをまずもって申し上げます。

そこで長官、これまでに農村に工業導入については、地域開発立法として、三十六年の低開発地域工業開発促進法あるいは新産都市法なり工特法などのこの三つの法律が出されておられるわけですが、この法律が実施されてきようまで、その地域住民の生活の向上にどの程度寄与したのか、効果をおげたのかどうか、私は、成功か失敗かという問題をもう一べん顧みてものを考える必要の時期ではないか、こういうことが第一問です。

そこで私は、次の質問を申し上げますが、出てくるようになるのでおかしな感じが、私の感じでは、言うなら国民生活の国内の平均化というか、平均化の問題にかなりウェイトを置いていろいろ考えられてきたけれども、先日の朝日新聞の民力調査というものが発表されておりますが、これを見ますと失敗だといつておられるわけではあるけれども、失敗だといつておられるわけではあるけれども、六三年から七〇年に至るまでに比較してみると、北海道、東北、四国、山陽、九州などでは、ほとんど民力水準が低下している、こういうことが新聞に載つていたわけですが、ただ、首都圏すなわち東京近郊だけがわずかに民力の水準が上がつておる、こういうことがいわれておるのですが、いままでに法律を三つも出して努力してこの成果があつていないという事実はどこに原因があつたのか、法律をつくつても、追跡しなかったのか、実効のあがるような努力

力をしなかったのかどうかという点に対して、経済企画庁長官としてはどういう見方をされているか、お答え願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 これは確かにいろいろな両方の見地から見方があると思ひますが、私はこの新産都市その他の構想、いわゆる大都市の過密を何とか防止をしていこう、こういうような見地から打ち出された法律でございますが、今日までの実績を考へてみますと、たとえば人口の確保であるとかあるいはそこにおけるところの工業の伸びであるとかそういうようなものについてはまあまあありあいに予定したラインには到達していると思ひます。ただ、いわゆる公共投資その他の面について、先行投資について不十分なものがあったり、そしてしかも全体としての日本の経済成長が御存じのように非常に予想を上回る高きでありましたために、そういう意味において、いわゆる従来の大きな都市における過密というものを防ぎ切れなかった。そつちのほうはそつちのほうでやはり過密が相当進んだ、こういう意味においては確かにもの足りないというか、不十分だった点があるし、しかしまあ、いわゆる計画としての目標というものはある程度達してきておる。そういう意味において、満点をつけるわけにはいかなけれども、ある程度の実績は残した、こういうふうに私は考えております。低工地区につきましても、ある程度の人口の増加ということがこれによつてもたらされたことも数字が示しておるわけではございませうから、同様なことが言えるのではなからうか、こういうふうに考えています。

○川端委員 まあ、忙しい時間にあまり長々とお引きとめするものかどうかと思ひけれども、言うならばいままで農村工業導入というように目的も加えて施行されている法律によつて、民度が向上してないという事実ですね。過密化、いろいろ問題はそれは別な議論といたしまして、地域の生活の向上に貢献していないという事実はやはり踏んまえた上でなければ、この法案を見ることは困難じゃないか。これまでにいろいろのことを書かれ

ておるけれども、前の三法案の提案理由の説明等にもかなりこれに近いことばをもつて提案理由とされておるが、実効があつていないではないか。こういう点で、法律をつくることはなかなか巧妙におこしうすであるけれども、その実効をあげるための努力というものがいままでもあまり行なわれていなかったのじゃないかというきらいを、やはり総合的な経済を見ている企画庁長官に知っておいていただきたいし、よく見てもらいたいという考え方でいま質問しておるわけです。この点は、時間がないならお帰りのいたしてあげようという趣旨で質問をしてい

であつてはならないとか、あるいは工場のスブルーール化になつてはいけなかつたとか、そうしたことはわれわれのこの経験によつて、今度新しくできるところの法律の運用にあたつて十分考へていかなければならない基本になるわけでありすが、そうした点がやはり段階の相違といひますか、確かに新産都市の当初の構想といふものが、その後日本の経済成長によつてある意味においては基礎的に不十分なものにされた点があるように私は思います。そういう意味では――まあしかし、おっしゃつたように民衆ということになると、私は相当貢献したと思つておるのです。地方における民衆の向上には相当貢献したと思つておるのですけれども、しかしまあまだあきつたものがある、そういう感じは率直に持つておられますが、今度こういう法律をつくりまして運用するに際しては、今度こそそうした点について十分の反省が行なわれる、一つのそうした角度でこれができたものと、こういうふうな理解しておるわけでありすが、

実においては誤りまして、集中がなお続いたわけでございます。なぜそうなつたのかという反省の上に立つて現在の新全国総合開発計画ができたわけでございますが、そのときいたした反省が、結局まだ集積の利益のほうが強かつた、結局集積地へ企業なり人なりが集まる、その経済のほうは不経済よりも大きかつたといふことであつたと思ひます。そこで第二回目の、いまの現在の新全国総合開発計画では、だんだんやはり集積地へ集まる不経済のほうが大きくなりつつあるといふこととともに、そうであるならば、今度は新しくい

強力な力で阻止しよう、転換しようとするには、よほど思い切つた転換の決意がなければいかぬのじゃないか。そういう意味においては、やはりイギリスなりイタリア等ではかなり強力な処置をとつて地方に工場を分散させておるという事実をも聞いてみたりして帰つておるわけですが、この際は、これをやろうとするならば、この中央集権的になりがちな世相を切りかえようといふのであるから、たとえば法人税の切り下げとか電力料金の特別の優遇措置であるとか、いろいろなものがあるが、少く考へられてしかるべきではないかと思つたのですが、まあそういうことをせぬでもだいじやうぶだと言ひ切れるだけの自信があまりかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 資本主義経済においては集中してゐるのが原則であるとおっしゃいますけれども、それはやはりそのときの段階によるのではないかと。私はいま日本のありさまを見ておりますと、確かに中核管理機能といふものは中央に集まりつつある傾向がまだ続いております。それは言つてみれば本社機能のような部分でありまして、その生産部門、工場部門といふのは実はもう分散の趨勢に入つてきたのではないかと、十年たちましたらあるいは誤つておつたといふことを申し上げなければならぬかもしれませんが、どうも私はそういう気が現段階ではいたしませんので、それはメリットは大きければ大きいほうがよろしい傾向が生れつつあるといふ判断が正しいとすれば、この程度のメリットでかなりプラスになるのではないかと、いふふうな考え方をしております。

○川端委員 今回の案では、地域指定をしてそこに導入するという方針になつておるわけですが、従来伸びてきた大型のコンビナートと違ひまして、比較的小規模の二次産業をおもにねらつておいてゐるのではないかと理解するので、この場合に、企業間の連携といふか関連産業

第一類第八号(附属の一) 農林水産委員会商工委員会連合審査会議録第一号 昭和四十六年五月十八日

三

のことをも考えなしにばつんと一つだけ行つたつて仕事にならぬというのが事実であるわけですが、たとえいま東京周辺の埋め立て地ですら、これは鉄鋼団地だ、こういうことで、鍛造なり何かの工業だけを誘致しようとしても、鋼材、工具等の業者がその近辺にいないために非常に不都合を感じ持っている。ましてや地方に出ていく場合においては、そういう関連産業をも含めて行ける条件をやはり構想として準備しなければならぬのではないかと、思うのですが、こういう地域開発をしようというときに、単に一つだけ企業が来ればそれで何がしか仕事ができるということではあまりにも少しもの見方が足らぬのではないかと。私は先般中国に行きましたときに、やはり自動車工業をつくる場合には、そこにいろんな関連産業の用意をして、あるいは住民の住宅等をも用意した姿において新しい工業地域を開発しておる事実を見てきておるわけですが、シンガポールにおける最近のジュロン地域においても同様のことが見られるわけですが、こういう形において単に工業を農村に導入するということだけであるという見方はあまりにも機械的な机上理論に終わるおそれがあるのではないかと、このことを懸念するのですが、そういう懸念に対して何か準備がほかに用意されているというもの、おありかどうか聞かせ願いたいと思います。

○両角政府委員 御指摘のとおり進出します企業とその下請あるいは関連企業との関係を有機的に考えていくということはきわめて大切であろうかと思ひます。ただこの場合、親工場というものはたとえば既設の工場地帯にございまして、そしてその分担保をします協力工場あるいは下請工場というものが農村地域に進出をするというような形式もまた考えられるわけでございます。

たとえば一つの例を申し上げますと、ある電機会社は電気こたつをつくりアッセンブル工場を阪神地区に持つております。それに対してこたつやぐらをつくる工場を四国に設けておる。こういう場合には、そのやぐらの組み立ての工程

が四国の分工場において行なわれまして、そこでつくられたやぐらが大阪に送られてきて、そして電気部品と組み合わさって一つの製品になっておる。こういったようなことは各企業単位におきまして全国的に工場配置を考えていく場合に周知な計画を立てて行なわれるものと思ひます。そういう計画に即応しました企業の地方進出というものをこの農村地域導入計画の中に取り込みまして、そしてこれを促進していくということも非常に意義があることではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○川端委員 先ほど冒頭に言ったように時間の節約をしたいという気持ちをもつて言っておるのですが、私は工業人です。みずから工業をやっておるものでありますから、そういう簡単なものではないという見方をせざるを得ない。そこで、言うならば従来工業用地というものを各府県につくつたけれども、かなり向こうに進出した連中が困つていま現実も数多く聞いているわけでありまして、いま先ほど言いましたように、関連産業というか関連業者というものがそれぞれ間近にない。工具一つがなければならぬと、一日機械をとめて東京まで買わなければならぬとか、大阪まで買わなければならぬというのでは仕事になりません。それほど余裕のある今日の工業の状態ではない。かなりきびしいものである。輸送賃を含めてかなりきびしい条件の中に工業はやつておるのであるから、よほどの準備体制というものがなければこれは容易でないということを私は身をもつていろいろな地域で見ているわけですが、

したがって時間も来ましたが多くを申しませんけれども、甘い考え方で単に机上理論だけではうまくいきませんよ。かなり思い切った、たとえばシンガポールなんかの工業地域をこらんなったと思うのですが、まず工場をつくる前に住宅をつくつたり、学校施設を先につくつて、そして中小企業の誘致をしている。日本ではそうではなしに工業を来いよということではそれができてから、

あとからいろいろな公共団体に陳情書を出してものをやめていかなければならぬためにその間の難儀なり不利益というものは容易でないからなかなか腰ががらぬというのが実態ではないか。私も農村地域に下請を出しておる一人ですから、そういう経験を持つてなかなか出たくても出せない、連絡もとりにくいということで、仕事をしなかつてもそこで間に合わないということにおいてなかなか思い切つて仕事を大量に出せないという事実をも体験しておるものですから、容易でございませんと、このことを強く警告を申し上げておきたいと存じます。したがって結論としては、この法案をいま立案された考え方では甘いのではないかと。冒頭から言っておりますように、このような条件を法文化しようとするならばこの工業誘致だけ、導入だけではなくて、関連の問題等をももつと幅広い角度で考えて強力なものにする必要があるのではないかと、この考え方に立っていま御質問しておるので、反対のための反対をしようとしておるのではない。甘い考えでいままでつくつた法律も成果をあげていないと同じようなことになつてはわれわれ審議しておる立場がないではないかということをお慮しておることを申し上げたいわけですが、この点は大臣からでも決意を聞かしていただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 確かに私も経験することのある一面の真理をお述べになつたと思ひます。私もこの基本方針なりあるいは現実には企業家の選択をしてまいりますときにそれらの点もよく考えてやつてまいりたいと存じます。

○草野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 最初に通産大臣と農林大臣にお尋ねしたいと思ひます。

というふうに思われるわけなんです、それは、経団連月報のことし二月号で、経団連の副会長、東芝電機の社長の土光さんが、「わが国経済の高成長に伴う工業地域の過密化、公害問題、工業用地の確保難、労働力不足など、いろいろな問題が出てきており、この際、わが国工業の持続的發展をはかつていくためには、農村と工業の協同による農村地域における内陸型工業を中心とする工業開発を積極的に推進していくことによつて国土の高度利用と工業の分散化をはかり、また一方、それを起爆剤として農業構造の改善を推進していく、むしろ内陸型の工業を開発していく、それを起爆剤として従属的に農業構造の改善を推進するんだ、こう述べておるわけでありまして、これも、これから考えますと、企業側は労働力の確保、用地の確保等でもうしても地方に分散しなければならぬ、こういう要請を強く持つておるのではないかと、このように思ふわけです。したがつて、農業のほうは、企業が進出することによつて、それに沿つた農業構造改善が行なわれる。農業構造改善はその企業の進出に従属したものになるんだ、こういうふうに考えられる。こういう財界の強い要請があるのではないかと、このように思ふわけなんです。

その点と、それから農林大臣に、この法案は一見して農家、農民の利益を守るかのようなことが文面上は出ておりますけれども、ほんとうは、もうどうしても地方へ分散しなければやつていけなくなつた企業に対して便宜をはかつてやるということが主たる目的ではなからうか。したがつて、むしろ農業は、取りつづきということばが刺激的ならば、非常に合理化されて、そして農業に従事した若い労働者を工業の労働者として提供するような方向へ農業を再編成していくという方向で考えられていくのではないかと。これはあとで聞きますけれども、そういう方向で、やはり企業がもういまの状態ではやれなくなつて、内陸型の工業に進出する、これが主目的ではないでしょうか。そして、

そのことのために、農業構造改善が従属的にやられていく、農村から労働力を排出する、そのことがこの法案の真のねらいではないかというように思うわけですが、両大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 先ほど農林大臣もお答えになりましたように、専業農家が大体一五%になった。そして農業就労人口が八百二、三十万でありましたが、昭和五十年の推計によれば、それは六百万台になるであろう、こういう御答弁も農林省の事務当局からございました。しかも、農林大臣の御方針は、少なくとも主食というものは自給をしていく、のみにらず総合農政を展開する、ただそれは生産性が上がることによって現在ほどの人員は必要としない、そういう姿の農政が望ましいということを言っておられるわけでございます。私もどももまことにそのとおりだと思います。そういたしますと、必要としない人口というのは、これは農業所得でなく農家所得ということからいいますと、どのようにして所得を確保していくか、上げていくかという問題は当然あるわけでございまして、かりに工業が集積地だけにあるといたしますと、それらの人口は農村から都会へ流出してこなければならぬ。そのことは、しかし本来生活環境として都会というものはいいところではございませぬし、できるならば在村在宅でそういう二次産業あるいは三次産業に働く機会があったほうが好ましい。これはおそらく農村に住んでおられる人々の立場から申しましてもそのとおりだと思います。また産業の立場から申しまして、私も何もいわずに企業の利益に積極的に反することをごとで御提案申し上げているつもりではございませぬので、企業としましては、そのような地域に入っていくことが可能であれば、それは確かに入りたいという希望がございまして、これが、農業を犠牲にして行なうとかあるいは農村に迷惑をかけて行なうということを考えておいても、これはできるものでもございませぬし、そう考えるべきものではないし、両方の調和点というものがこの

法案のような形で見つけられるのではないか、こういうふうにご考えるわけでございます。

○倉石国務大臣 林さんのお尋ねを伺っております。そういう考え方も出てくるのかなと、実はふしぎに思っております。あなたのところからいまして、そういう考え方は全然ないのであります。私も先ほど来、林さん、ここにいらつしやうたかどうか存じませんが、(林委員「ずっと聞いていました」と呼ぶ)お答えいたしましたように、従来のような方針で野方図にやっておれば、やはりある地域に大部分の人口が集まってしまう。しかもそれがいままでも無計画に行なわれておったことであるので、われわれはやはり国全体のことを考えてみまして、ことに林さんと同じ郷里であります、ああいう郷里にだんだんと過疎地帯が出てくるような情勢、そういうことを考えてみますと、農業従事者自身及び農業団体等が、やはり人口をできるだけ地元にとめておきたい、そしてまた新しい職場を希望したい、そういう考えから、たとえば農業青年金制度等にも賛成しておられますし、今度の工業導入などについても非常に賛成である。この前の国会で農協法の改正案などについても、団体が非常に協力をしていた、だいたいわんやのもの、やはり自分たちの持つております先祖代々のこの美しい土地、しかもそこで生まれておるお互いの労働力というものをできるだけ地元にとめておいて効率的に働きたい、こういう考えは当然なことだと思っております。

したがって、いまお読みになりました経団連の土光さん何かのお話、それは私は初めて承るのではありませんが、全然そういうことは関係なしに、私もどなたもいたしましては、自立経営の農家に育成していくという大方針には変わりありませんが、やはり多くを占めております兼業農家に、本人の希望に応ずるよう、あるいは離農したい者は離農しやすくしてあげるように、そして雇用の機会を増大していくように、しかもまた兼業でも、そこに踏みとどまって片手間に農業をやっている人、あるいはいろいろな人は、自立経営農家に配するに協業などでそういう人たちの希望を生かしてあげるようにとめたい。

そういうことを並行して考えてまいりますと、私も、先ほど事務当局も申し上げましたように、大体二十町歩ぐらいのところを多く見当をつけまして、そして一方においては構造改善をいたしてまいりたい。一方においては、それと並行して工業の導入をいたしてまいりたい。いわば田園工業都市的な構想で、地域の繁栄をそういうことでもできるだけの力をつけていきたい。純朴なそういう考え方から出発したところの法案でございます。

○林(百)委員 農林大臣は非常に甘いことばで答弁なさっておると思うのです。この法案で、とても倉石さんのおっしゃるような方向へは行けないと思うのです。それはやはり、大企業が内陸へ進出するということ、あらゆる農民が自主的に農業を進展させるということとは両立しないのです。それは最近の、あなたの郷里の長野県をのぞいてみるとわかるじゃありませんか。出かせぎ農民が多くなり、農業は放棄されていく実情を見れば、おわかりになるわけでしょう。そしてさらに、まだそれでも労働力が足りないから、もっと農村から労働力を排出させなければならぬというのが企業側の要請ではないでしょうか。そして、経済の高度成長政策にマッチしていくようにして、さしていきなさいというのが企業側の要請ではないでしょうか。それで、そういう考え方が林さんにもあるかとおっしゃったのですけれども、これは大企業側にあることを私があなたに言っているわけなんです。いまの経団連の月報の二月号に、新日本製鉄の副社長の藤井さんがこう言っているのです。工業も農業も合理化が迫られているけれども、しかしいまわれわれの望むことは、工業側のほうの要請が大きな要因になっているということ、私は全く同感だ。工業側の合理化のほうはどう合理化するか、どうこの行き詰まりを、労働力の面からいってもあるいは土地の面からいってもあるいは水の面からいっても電力の面からいっても

も、合理化していくか、開発していくかというところのところが、農業構造改善よりは大きな要因になっているというところは、全く私も同感だ、前の発言者を受けて言う言っているわけですね。そして「実は去年の夏、私は軽井沢で佐藤総理に国土総合開発の問題について相当長時間にわたって私見を申し上げたことがあるのです。」こう言っているのです。そのことを私があなたに言っているのです、私の主観をあなたに言っているわけじゃないわけなんです。

そこでお尋ねしますが、そうしますと、本法による都道府県が定める実施計画によって、地区が、地形だとか地質だとかその他の自然条件あるいは用水の事情、輸送条件その他の立地条件から見て、その地区へ工業の導入を促進することによって当該地区を工業進出の拠点とする、そのような立地条件を持つていられるところは、同時に農業としても、地盤が平らだとかあるいは地盤がたかくて農業機械を使用することができるとか、あるいは用水事情が便宜があるとか発電事情があるとかあるいはそのほかの条件で、農業としても非常に適当な土地へ工業が進出する、進出する条件を同時に備えている、こういうことになりませんか。どうでしょう。

○倉石国務大臣 これは、したがって私もどなたもいたしましては、審議会もつくって地元の人々の意見も聞くようなことを考えておりますし、また基本方針を立てて、その実施計画を立てるのは市町村長等がやるわけでございまして、地元の人々の御意向を十分に尊重してやることになつていくわけでありまして。したがって、そういうようなことを何もこちら側が強制するわけでもありませんで、十分に地元の住民の状況、御意思を尊重して計画を立てるわけでありまして。

【委員長退席、三ツ林委員長代理着席】

私は、先ほど来申し上げております考え方は、たとえばあなたのところの例をとって、適切な例だと思いますが、昔は製糸業が非常に盛んであった。製糸がだんだんだめになってきて、いち早く

空気の乾燥しておるところではああい精製機械工場をおやりになって非常な成功をして、土地の労働力もそれによって効率的な所得をあげられるようにやっております。こういうように、やっぱり地方地方の状況に応じて適当なと思われるような産業を導入するわけでありまして、地元の意思が十分反映できるようにつとめてまいり、こういうことでもありますが、経団連だとかんとかというよその人々の御意向は、御意思はかつてなことでありますが、私もといたしましては、ことに農業サイドから見ますという、農業というものに並行してやはり確立してまいりつつ、地元の適当だと思われるような産業を誘致してまいり、こういうことでもあります。

○林(百)委員 農林大臣、この法案をよく見ますと、国が基本方針をきめて、それから都道府県それから市町村が基本政策、それから実施計画を策定するようにしている、この点はあなたの言うように下からの意見によってそれをやるようにはなっておらないわけなんです。その点、私たちがこの法案に批判的な一つの大きな理由になっているわけなんです、時間がありませんから、その点はいずれまた他の委員会で同僚議員から質問することにいたします。

そこで、農林大臣と通産大臣にお尋ねします、これは資本主義の自由経済のもとで工業が進出するわけなんです、これは決して公法人でもなければ国家事業でもないわけですね。これがあある経済的な変動によって工場を閉鎖しなければならぬ、あるいは事業の事情によりまして縮小しなければならぬ。たとえば長野県でも起きておるのですが、弱電機関係の工場がずっと農村地域へ進出した。しかし、いま弱電機関係が非常に大きな不況の見通しのもとに事業を縮小している。したがって、農工一体だという、たとえば長野県なら長野県の下伊那に太陽をというようなスローガンで工場が進出して、農民は農業を放棄してそういう工場へ労働者としてつとめたわけなんですけれども、それがいま弱電機関係が非常に

縮小の方向へ企業がいつておりますから、閉鎖をどんどんしていくわけですね。ところが、戻ろうと思っても、もう農業は放棄されて荒廃している、あるいは土地が他人のものになっている、一方、つとめの工場のはうは閉鎖されている、これは失業せざるを得ないようになっているわけなんです。こういう事態に対する補償はどういうところにあるのでしょうか。そういうことを自由主義的な経済を基調とする資本主義のもとではわれわれ考えなければならぬ、現実には長野県では起きているわけなんですけれども、そういう場合の補償はどうしたらいいのですか。一方で農業構造改善で農業は放棄されて、そうして三割農業が何かに大規模化した構造改善が行なわれている。そして、土地はそちらのほうに集中されている。土地は放棄して、そして工業のほうへ従事している。ところが、その工業が縮小で犠牲になってしまった。ことに通産大臣も、これは倉石さんも御承知でしょうけれども、長野県あたりの山の奥へ企業の採算が合うような状態で進出する企業というのは非常に限られたものであって、基本的な重化学工業がまさか長野県の下伊那の山の奥へあなたの郷里の山の奥へ進出するはずはございませんから、これはやはり下請のまた下請という形になる可能性が非常に考えられるわけですね。あるいは中小規模の企業ということが非常に考えられるわけですね。そうなりますと、日本の経済の変動の最初のしわ寄せがいくような企業がここへ行く、こういう形で導入をされる可能性をやはりわれわれは考えることが現実的だと思ふのです。そういう場合、日本の経済全体の影響から、その導入された企業が縮小され、閉鎖されたような場合、そこで働いている人の補償というものはどうなるのでしょうか。通産大臣と農林大臣にお聞きしたいと思ふのです。

○宮澤国務大臣 先ほども申し上げましたように、これから導入されるのはどういふ種類の工業であろうかというのを考えてみますと、内陸型の機械工業であるとかあるいは電機関係であると

かあるいは食品工業であるとかというようなものがその典型的な例ではないかと申し上げ、またいわゆる装置産業というものは、これは内陸型の産業でございせんから、やはり海岸にあるべきものであろう。そのときに諏訪・松本地区の例を実は申し上げたわけでございます。で、確かに現在、ことに伊那あるいは諏訪地区において、たとえ電機関係の影響が住民に出ておりますことは存じておりますが、長い目で見て、わが国の経済あるいは工業というものがこれからさらに伸展するであろうか、しないものであろうかと考えれば、おそらく大半の意見というものはまだまだ日本の工業が伸びていく、こう考えるに違いないと私は思います。(林(百)委員「伸びていくものもあるし、縮小するものもある」と呼ぶ)さうでございます。伸びていくものもあるし、衰微するものもあると思ふ。しかし、それならば日本の労働力というのは今後余るであらうか、不足をするであらうかと考えれば、これも不足をするかと考える人のほうがはるかに多いと思ふますから、一とき家庭電器のような現象は起こっておりますけれども、大局的に見て日本の企業、工業というものが衰えて失業がどんどんふえていくというようなことではない、大まかに私はこの判断は間違っていないというふうにかえるわけでございます。企業として一定の地域に工場を進出させて、その製品についての需要がかりになくなったというところになれば、当然新しい需要のあるものをそこでつくるということは間違いないことではないか。私は大局的にはそういうふうにかえます。

○倉石国務大臣 いま通産大臣がお答えになりましたので、あまり重ねて申し上げることもございせんが、私も農政の立場で工業を導入いたしますに、それから農地転用を緩和いたしましたまいるにしても、大事な農地がスプロール化することのないようには十分警戒しなければなりません。毎々申し上げておりますように、一億をこえる人口の主食につきましては、絶対に現状程度の自給率は保持してまいりたいというたてまえであります。

○林(百)委員 通産大臣、それは労働力の需要が現状を維持し、あるいはそれを拡大するといつても、このような農村へ導入された工業へ従事する労働力というのは相当の中年から老年層の労働力も考えなければならぬわけですね。したがって、いわゆる金の卵といわれる中卒やそういう労働力でない中高年層の、農業を放棄した農村出身の労働者がこういう導入された工場に働いている場合に、その工場が日本の経済全体の最初の影響のもとに閉鎖された場合に、はたして中高年層の労働力が吸収されるような労働の需要者が拡大されるという見通しを持つということは、それはそういう場合もあるでしょう。しかし、そうでない場合も考えられるわけなんです、その保証を私は聞いているわけなんです。答弁はいいです。

それから農林大臣に、現在の農地を荒廃化しないで、農業を維持しながら、しかも導入された工業に従事するなんということは、それはもう農民の労働力からいって不可能ですよ、肉体的に。やはり本法によって導入された工業に従事するためには、農業をあきらめてそしてこれに専心しなければ、体がたぬわけですから。そういう意味で、あなたの言うような、一方で農業を維持しながら、一方では導入された工場に働いて、農工一体田園都市をつくるというふうなことは甘い夢のことではないかというふうには私は考えます。

○林(百)委員 農林大臣、これは労働力の需要が現状を維持し、あるいはそれを拡大するといつても、このような農村へ導入された工業へ従事する労働力というのは相当の中年から老年層の労働力も考えなければならぬわけですね。したがって、いわゆる金の卵といわれる中卒やそういう労働力でない中高年層の、農業を放棄した農村出身の労働者がこういう導入された工場に働いている場合に、その工場が日本の経済全体の最初の影響のもとに閉鎖された場合に、はたして中高年層の労働力が吸収されるような労働の需要者が拡大されるという見通しを持つということは、それはそういう場合もあるでしょう。しかし、そうでない場合も考えられるわけなんです、その保証を私は聞いているわけなんです。答弁はいいです。

それから農林大臣に、現在の農地を荒廃化しないで、農業を維持しながら、しかも導入された工業に従事するなんということは、それはもう農民の労働力からいって不可能ですよ、肉体的に。やはり本法によって導入された工業に従事するためには、農業をあきらめてそしてこれに専心しなければ、体がたぬわけですから。そういう意味で、あなたの言うような、一方で農業を維持しながら、一方では導入された工場に働いて、農工一体田園都市をつくるというふうなことは甘い夢のことではないかというふうには私は考えます。

これも答弁要りません。

自治省呼んでおりますから、自治省に一間だけ質問して、それで終わらしていただきます。

本法の十条によりますと、地方税の免税あるいは不均一課税について減収額を地方交付税の基準財政収入額から控除して減収分を補てんするとしてあるわけですね。そこでこの規定を見ますと、「第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額」だから現実の減収額ではなくて、自治省で定める方法によつて算定した地方公共団体の当該各年度分の減収額ということになっておりますので、この自治省令で定める方法によつて算定した減収額というものは、どういふ計数を基準にして算定されるのか、それを説明願いたいと思います。そしてそれは交付税全体の中からその分を差引くわけなんですから、本来なら地方自治体が自由に本来の地方自治体の任務のために使うことのできる交付税を削減して、ひもつきの財源にしてしまうことになるのではないか、だから自由に本来地方自治体の使うことのできる交付税、地方財源を實質的には減額することになってひもつきになるのではないか。ここで減収してしまつていくものを埋めるだけですから、本来これは減収しなくてとれば、それプラス交付税が来るわけです。ところが減収されているから、減収された分でそれが埋められるわけですから、三二%の交付税全体からいへば實質的には削減されたことになるのではないかと、本来地方自治体の使用することのできる交付税から。

それから第十二条の「地方債についての配慮」とのところに、「地方債については」「適切な配慮をする」といふことがありますがけれども、この「適切な配慮」といふのはどういふ意味なのか、「法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮」これはどういふ意味なのか、そしてこの元利償還に

つては何らかの措置をとるのか、この三つの点ですね、それをせつかく自治省私呼びましたので、これだけ質問して私、質問を終わります。

○森岡説明員 第十條の自治省令で定める方法によつて算定した減収額と書いておりますのは、御承知のように低開発地域工業開発促進法などでも同じような規定を設けております。内容が課税免除と不均一課税という二種類ございます。それからこれも先生御承知のように基準税率というものは、県分八割、市町村分七五%という基準税率の定めがございます。そういうような課税免除ないしは不均一課税の区分に応じ、県及び市町村が基準税率の区分に応じ算定方式を自治省令で定め、これがいままでの同種の立法例の内容でございます。私も、いまの段階ではまだ自治省令の内容まで詰めておりませんけれども、おおむねそういうふうな方向で自治省令を定め、算定方式を変えていきたい、こういうふうにご考へておるわけでございます。

それから交付税総額の問題でございますが、おっしゃいますように交付税総額は国税三税の三二%でございますから、こういうふうな形で減収補てんというものがきまつてまいりますと、その分はそつちのほうに充てられていくということに当然なるわけでございます。そういう意味合いでは、交付税の運用としては、率直に申しますと、こういう措置があまりふえることは私どもは適切ではないと考へます。ただ農村地域の工業導入の重要性を考へ、また先ほど申し上げました低開発地域工業開発促進法等の立法例を考へまして、こういうインセンティブを与えていくということに踏み切つたということでございます。

それから地方債の問題でございますけれども、「適切な配慮」と書いてありますのは、地方債の許可にあたりまして優先的な取り扱いといふことがそういう措置を講じてまいりたいということでございます。

なお元利償還費の交付税算入は考へておりません。

以上であります。

○三ツ林委員長代理 以上で本連合審査会は終了することとし、これにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

昭和四十六年六月八日印刷

昭和四十六年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局